随意契約等見直し計画

平成22年5月独立行政法人造幣局

1. 随意契約等の見直し計画

(1)随意契約の見直し

平成20年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに 一般競争入札等に移行することとした。

		平成20年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約		(89.6%)	(82.4%)	(94.9%)	(88.5%)
		318	8,418,057	337	9,039,857
	競争入札	(85.4%)	(80.7%)	(88.2%)	(85.6%)
		303	8,236,643	313	8,743,588
í	企画競争、公募等	(4.2%)	(1.8%)	(6.8%)	(2.9%)
		15	181,414	24	296,269
競争性のない随意契約		(10.4%)	(17.6%)	(5.1%)	(11.5%)
77. 子	圧のない過息失調	37	1,792,250	18	1,170,450
	合 計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
		355	10,210,307	355	10,210,307

⁽注1)見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

⁽注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2)一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者 応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契 約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

	実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約		318	8,418,057
	うち一者応札・一者応募	(9.1%) 29	(7.6%) 639,791

(注)上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)		(89.7%) 26	(79.9%) 510,881
	仕様書の変更	11	298,244
	参加条件の変更	0	0
	公告期間の見直し	24	495,718
	その他	0	0
契約方式の見直し		(0.0%)	(0.0%) O
その他の見直し		(10.3%)	(20.1%) 128,910
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(0.0%)	(0.0%) 0

- (注1)内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合があ る。
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3)上段(%)は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

- 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
- (1)契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一 者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2)随意契約の見直し

仕様書の内容を次のとおり見直し、従来、随意契約によっていたものを極力競争入札に移行。

- ア 特殊仕様となっているものでも代替可能な市販品がないか 市場調査に努め、できる限り互換性のあるものとする。
- イ 納入後の改造、保守等に備え、納入業者からできる限り設 計図書やソースプログラム等のドキュメントを提出させる。
- ウ 競争を事実上制限することのないよう、性能・機能はできる 限り具体的で分かりやすいものとする。

総合評価落札方式による一般競争入札を導入すべく、造幣局 契約事務規程を改正するとともに、実施要領を作成。

競争性のある随意契約である企画競争に移行できるものはないか検討。

特殊な技術等を要するため随意契約となっているものについて、公募により広く契約可能な相手先を募る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

公告期間の十分な確保。

原則として10営業日以上の公告期間を確保。

公告周知方法の改善。

より多くの者へ周知するため、同一地域に所在する関係機関のホームページに当局ホームページへのリンクができるようにし、より広範囲な情報提供の場を確保。

仕様書の内容の見直し 上記(2) ア~ウに同じ。

業務等準備期間の十分な確保

落札決定後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定、 また、年度当初から業務等が開始されるものについて、落札決 定から業務等開始までに十分な時間を設けられるよう入札時期 を設定、新規参入を促す。

業者等からの聴き取り

入札不参加業者等から、その理由及び参加が可能となる条件 等について聴き取りを行い、以後の入札に反映。

過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

- ア 機械設備、情報システムの保守点検等について、長期的な 企業判断に立った新規参入を可能にするため、複数年契約の 導入を検討。
- イ 当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一 括調達への移行を検討するなど、競争性を確保。
- ウ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守 契約を一体で調達することなどを検討。

(4)その他

入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札システムの導入について、СІО補佐官の支援を得つつ検討を行う。